Ｐ　Ｔ　Ａ　会　則　及　び　規　定

平成３１年４月改定版

四日市市立大谷台小学校ＰＴＡ

四日市市立大谷台小学校ＰＴＡ会則

第１章　総則

第１条　この会は四日市市立大谷台小学校ＰＴＡという。
第２条　この事務局は大谷台小学校におく。
第３条　この会は会員が手をつなぎ合って、児童を守り、育てるための実践活動をすることを目的とする。
第４条　この会は前条の目的に従って、次の活動を行う。
　１、会員の教養を高め、相互の親睦を深める。
　２、児童の健康と安全を守り、学習を充実させるための教育環境を守る。

第２章　会員

第５条　この会は児童の保護者(P)と教職員(T)を会員とする。

第 3章　役員、監査委員及び顧問

第６条　この会に次の役員、監査委員及び顧問をおく。
　１、会長　　１名（Ｐ側から）
　２、副会長　　４名（Ｐ側３名）（Ｔ側１名）
　３、書記　　２名（Ｐ側１名）（Ｔ側１名）
　４、会計　　２名（Ｐ側１名）（Ｔ側１名）
　５、専門部長　各部１名（Ｐ側から）
　６、監査委員　２名（Ｐ側から）
　７、顧問　　学校長、及び会長が認めた者
第７条　会長はこの会を代表し、会務を総理する。
　副会長は会長の補佐をし、会長事故ある時はその職務を代行する。
　書記はこの会の事務を処理する。
　会計はこの会の会計を処理する。
　監査委員は年 1回以上会計事務の監査を行い、必要に応じて各機関に報告する。
第８条　この会の役員、監査委員の任期は１年とする。但し、留任してもよい。補欠就任した役員、監査委員の任期は前任者の残任期間とする。
第９条　役員、監査委員は別に定める役員等候補者選考委員会の推せんにより総会で選任する。

第４章　機関

第10条　この会は次の機関をおく。
　１、総会　　２、実行委員会　　３、本部役員会
　４、専門部会　　５、各種委員会
第11条　１．総会は最高の決議機関であって、毎年度はじめに会長がこれを召集する。
　臨時総会は本部役員会、または会員の三分の一以上の要求があったとき、会長がこれを召集する。
　２．総会は、委任状を含め会員の過半数をもって成立する。

第12条　総会に次のことを審議、決定する。
１、この会の解散に関すること。
２、会則に関すること。
３、役員、監査委員の選任に関すること。
４、会費の額に関すること。
５、会の事業計画に関すること。
６、予算の決定と決算の承認に関すること。
７、その他この会の目的達成に必要なこと。
第13条　実行委員会は総会に次ぐ決議機関で、本部役員が必要だと認めたとき、及び実行委員の三分の一以上の要求があったときは会長がこれを召集する。
第14条　実行委員会は本部役員、地区委員、学年学級委員をもって構成する。
第15条　実行委員会は次のことを審議し、決定することができる。
１、総会議事要項の細部に関すること。
２、総会提出議案の検討に関すること。
３、緊急事項の処理に関すること。
４、会員より臨時の金銭徴収に関すること。
５、その他必要事項に関すること。
第16条　本部役員は、会長、副会長、書記、会計、専門部長及び顧問で構成し決議機関から与えられた事項及び緊急事項の処理にあたる。また、監査委員は、本部役員会に必要に応じて出席することとする。但し、緊急処理の事項は次の実行委員会で承認を得なければならない。
第17条　本部役員会は事務処理のため諸規定を作成し、実行委員会で審議、決定または承認する。
第18条　本部役員会は会長がこれを召集する。
召集された本部役員は、特別な事情がない限りこれに出席するものとし、出席できない場合は代理を立てることが望ましい。
第19条　専門部会及び各種委員会は必要に応じてこれを開く。
第20条　会議の議決は出席者の過半数で決める。可否同数の場合は議長が決める。

第５章　地区委員、学級委員、学年委員

第21条　１．地区委員は各地区を単位として、その地区内に住む児童の家庭の相互連絡の為に保護者２名をおくことを基本とする。各地区において連絡委員が必要な場合は各地区にて適宜決める。
２．地区委員は別に定める大谷台小学校ＰＴＡ実行委員選挙規定により選出する。
３．地区委員はその地区の世帯数が５世帯以下になった場合、要求があれば近隣の地区と合併することができる。

第22条　学級委員は各学級を単位として、その学級の相互連絡のため各学級２名をおく。
第23条　学年委員は各学年を単位として、その学年の会員の相互連絡と学級委員の推進役として、各学年１名をおく。
第24条　学級委員・地区委員は、別に定める実行委員選挙規定により選出する。

第６章　専門部

第25条　この会の事業の円滑な推進をはかるため、別に定める規定により若干の専門部を設けることができる。

第26条　各専門部は実行委員と教職員で構成する。部長は別に定める役員等候補者推薦委員会の推せんにより、実行委員会で選任する。

第27条　部長は部を代表し、本部役員会の構成員となる。部長が任務の二分の一以上を遂行できなくなった場合、または任務の二分の一以上を遂行しなかったと会長が認めた場合、副部長が部長に昇格し、部長が副部長に降格するものとする。

第28条　専門部の部員は所属する専門部の活動に協力する。部員が任務の二分の一以上を遂行できなくなった場合、または任務の二分の一以上を遂行しなかったと所属する部長が認めた場合、会長の承諾を得て解任できる。これにより学級委員経験者または地区委員経験者とはみなされない。

第７章　会計

第29条　この会の経費は会費、寄付金、その他の収入をこれにあてる。
会計報告は、監査委員による正確であることの証明書と共に、毎年１回以上会員に公表する。

第30条　この会の会計年度は毎年４月１日にはじまり、翌年３月３１日に終わる。

第８章　個人情報の取り扱い

第31条　個人情報保護のため在籍中のみ保存し、卒業と同時に破棄することとする。ただし本部役員名簿のみ保存することとする。

第９章　付則

第32条　この会則は昭和５０年４月１日より実施する。

昭和50年４月１日制定
昭和51年４月１日改正
昭和52年４月１日改正
昭和53年４月１日改正
昭和60年４月１日改正
昭和63年４月１日改正
平成４年４月１日改正
平成７年４月１日改正
平成８年４月１日改正
平成19年４月１日改正
平成25年４月１日改正
平成26年４月１日改定
平成28年４月１日改定
平成29年４月１日改定
平成30年４月１日改定
平成31年４月１日改定

以上

大谷台小学校ＰＴＡ本部規定

第１条　大谷台小学校ＰＴＡ会則第16条に基づいてこの規定を定める。

第２条　本部役員会は、会長、副会長、書記、会計、専門部長及び顧問で構成する。

第３条　本部役員会は、総会及び実行委員の決定に基づき、実務の処理及び一般事務を司

る。
　また、必要のある場合は四役（会長、副会長、書記、会計）会を開催し、緊急の業務を処理することができる。緊急処理事項は、次回の本部役員会に報告する。
第４条　本部役員会運営については会長総括のもとに、各部事業の連絡調整に当たる。
第５条　予算の執行については会長の承認を要する。
第６条　文書の受理は書記がこれを処理する。
第７条　この会よりの文書発送はすべて会長名をもって行う。
第８条　全ての会員の出張は会長の承認を受けるものとする。
第９条　本規定の改廃は本部役員会で決定し、総会の承認を受ける。
第10条　本規定は昭和50年４月１日より実施する。

昭和50年４月１日制定　　平成４年４月１日改正
昭和51年４月１日改正　　平成19年４月１日改正
昭和53年４月１日改正　　平成25年４月１日改正
昭和60年４月１日改正
昭和63年４月１日改正　　以上

大谷台小学校ＰＴＡ旅費規定

第１条　事務局における各種会議（研修会を含む）または業務執行のための旅費、日当は支給しないものとする。
第２条　事務局以外における各種会議（研修会を含む）または業務執行のための旅費は実質支給とする。（但し、普通の交通機関と普通の道順による自宅より会議また業務地まで）
１、出張者またはその代表者は出張後なるべく早急に会計に旅費の請求をする。
２、上記請求があった場合、会計はただちに旅費支給の処理をする。
第３条　この規定の改廃は総会で行う。
第４条　本規定は昭和50年４月１日より適用する。
昭和50年４月１日制定
昭和51年４月１日改正
平成４年４月１日改正

以上

大谷台小学校ＰＴＡ専門部規定

第１条　大谷台小学校ＰＴＡ会則第25条に基づいてこの規定を定める。
第２条　本会の事業の円滑な推進のため、次の専門部を設ける。

１、保護者部	２、学年学級部
３、健康安全部	４、生活指導部
５、広報部	

第３条　前条各部に部長、副部長をおく。部長は会則第26条の規定に基づき、副部長は部員の互選により、それぞれ決定する。
第４条　専門部員は実行委員、学級協力委員ならびに教職員の希望を尊重して構成する。
第５条　各専門部は、会員の活動の充実と事業の活性化を促進するために、活動のあり方

運営の方法について協議し、その実施に関する資料の作成、提供などして先導的な役割を果たす。

また、事業の実施に当たっては、各専門部から提示された原案を基に、担当専門部員のみならず全会員が協働するものとする。

各部事業に関することは次の通りとする。

１、保護者部

①児童の福祉に関すること。

②会員の教養を高めるためのこと。

※具体的な活動内容

・集団登校班確認
・地区連絡網作成
・役員選考委員会
・ＰＴＡ活動協力（運動会等）
・市Ｐ連等活動協力（講演会等）
・子どもの未来を語る会
・足型マーク補修
・サークル活動の実施は、部会で決める。

２、学年・学級部

①学年・学級活動に関すること。

※具体的な活動内容

・学年活動、学級活動
・図書活動・図書の選定
・ＰＴＡ活動協力（運動会等）
・市Ｐ連等活動協力（講演会等）

３、健康安全部

①児童並びに会員の健康、保健に関すること。

※具体的な活動内容

・ＥＭジャブジャブ作戦
・体操服リサイクル
・学校保健委員会
・ＰＴＡ活動協力（運動会等）
・市Ｐ連等活動協力（講演会等）

４、生活指導部

①児童の登下校に関すること。

②校外補導に関すること。

※具体的な活動内容

・集団登校班確認
・地区連絡網作成
・役員選考委員会
・ＰＴＡ活動協力（運動会等）
・市Ｐ連等活動協力（講演会等）

・交通安全・防犯計画立案
・危険箇所点検
・交通安全表示設置
・道路標示、子どもを守る家等点検
・巡回補導（校区補導委員会）
・交通安全保護者連合会

５、広報部
①機関紙の発行などに関すること。
※具体的な活動内容
・機関紙「大谷台」の発行
・広報紙作りのための研修（講習会参加など）
・ＰＴＡ行事、学校行事の写真撮影
・市Ｐ連広報紙展への参加は部会で決める。
・ＰＴＡ活動協力（運動会等）
・市Ｐ連等活動協力（講演会等）

６、その他　本部事業

①本部役員会	②地区委員会	③実行委員会
④役員選考委員会	⑤親睦会	⑥ＰＴＡ図書
⑦人権同和研修会	⑧奉仕作業	⑨講演会
⑩その他、特別企画によるもの		

第６条　各部の業務執行上の原案は、事前に本部役員会に提出し承認を得るものとする。但し、急を要する場合は、会長（または代行者）に提出し承認を得ることができる。
第７条　この規定の改廃は総会で行う。
第８条　本規定は昭和50年４月１日より適用する。

昭和５０年４月１日制定	平成１４年４月１日改正
昭和５１年４月１日改正	平成２０年４月１日改定
昭和５３年４月１日改正	平成２３年４月１日改定
昭和６２年４月１日改正	平成２５年４月１日改定
昭和６３年４月１日改正	平成２６年４月１日改定
平成０７年４月１日改正	平成２７年４月１日改定
平成０８年４月１日改正	平成２８年４月１日改定
	平成２９年４月１日改定
	平成３０年４月１日改定
	平成３０年４月１日改定

以上

大谷台小学校ＰＴＡ慶弔規定

第１条　父母会員
会員死亡の場合は、香典金１０，０００円を贈り、会長（または代理）とその地区の役員、地区委員および該当する学級委員が会葬する。

第２条　教職員会員
本人死亡の場合は、父母会員に準じる。但し、遠隔の地（三泗地区以遠）の場合は会長（または代理）が会を代表して会葬する。
第３条　在籍児童が病気による長期欠席（但し、 1カ月以上連続欠席）をした場合は、金３，０００円の見舞金を贈る。
在籍児童死亡の場合は、香典金１０，０００円を贈り、父母会員に準じて会葬する。
第４条　本規定で定めていない事項で会長が必要と認めたことについては、三役会において決定することができる。
第５条　この規定の改廃は総会で行う。
第６条　本規定は昭和50年４月１日より適用する。

昭和５０年４月１日制定　　平成１２年４月１日改正
昭和５１年４月１日改正　　平成１９年４月１日改正
昭和５３年４月１日改正　　平成２９年４月１日改定
平成　４年４月１日改正

以上

大谷台小学校ＰＴＡ実行委員選挙規定

第１条　この規定は、大谷台小学校ＰＴＡ会則14条に決められた実行委員の選挙に適用する。
第２条　地区より選出せられる実行委員（略称地区委員）の選挙は、各地区の事情に応じて各地区で自主的に行う。
第３条　学級委員の選出は、年度末の学年懇談会で学級委員が中心となり、来年度の学級委員を選出する。
１、選出方法については、各学年の独自性に任せる。
２、本部役員、学級委員経験者を経験した者は、選出の対象外とする。但し、立候補はこの限りではない。
３、前項の規定により選出の対象者がいない場合は、学級委員経験者も対象者となる。
４、複数の児童が在籍する世帯は、年長の児童から順に選出の対象となる。
５、新１年生の学級委員は、入学式当日に立候補を募り、立候補がない場合には学級単位の話し合いにより選出する。選挙管理に関する事務処理は、学級担任がこれにあたる。
６、地区委員、学級委員は重複しない。
第４条　学年委員は該当学年に属する学級より選出せられる学級委員の互選により選出する。
第５条　実行委員の任期は１カ年とする。但し、留任してもよい。地区委員、学年委員の補欠は前条に準じて行い、学級委員は次点者とする。補欠就任した場合は前任者の残任期間とする。
第６条　この規定の改廃は総会で行う。
第７条　本規定は昭和50年４月１日より適用する。
昭和50年４月１日制定
昭和51年４月１日改正

昭和57年４月１日改正
平成４年４月１日改正
平成19年４月１日改定
平成25年４月１日改定
平成28年４月１日改定

以上

大谷台小学校ＰＴＡ
役員等候補者選考委員規定

第１条　（根拠）この規定は大谷台小学校ＰＴＡ会則第３章第９条及び第６章第26条に基づいて定める。

第２条　（目的）この規定は役員、監査委員及び専門部長の候補者を選考して、総会或いは実行委員会に提案するまでに必要な手続き等について定める。

第３条　（任務）役員候補者選考委員会（以下委員会という）の任務は次の通りとする。

１、役員、監査委員及び専門部長の各候補者を選考する。選考に当たっては、原則として定数だけの候補者とする。

２、本部役員経験者は、対象外とする。但し、対象者がいない場合は、この限りではない。

３、経験者も含め、立候補のある時にはこれを受理し、選考の対象としなければならない。

４、役員、監査委員候補者を総会に、専門部長候補者を実行委員会に、それぞれ提案する。この場合事前に本人の了承を得なければならない。

５、役員、監査委員或いは専門部長がその任期中に欠員を生じたときには、直ちに後任者を委員会が選考し、選任する。

第４条　（構成）委員会の構成は次の通りとする。

１、地区委員　各地区２名
２、本部役員　若干名
３、教師　　若干名

第５条　（召集等）

１、委員会は委員長を互選する。
２、委員長は委員会を召集し、議長となる。
３、委員長は委員会が必要だと認めたとき、役員会の一部または全員の出席及び協力を求めることができる。

第６条　（任期）委員の任期は１カ年とする。その期間は総会の翌日より翌年の当日までとする。

第７条　（欠員の補充）在任期間中に委員に欠員を生じた場合は、直ちに選出母体より後任者を選任する。

第８条　（発効）この規定は昭和52年３月１日より実施する。

昭和52年３月１日制定　　昭和60年４月１日改正
昭和53年４月１日改正　　平成27年４月１日改定
昭和57年４月１日改正　　以上

改定版

保護者様

大谷台小学校 PTA 会長

PTA
Parent-Teacher Association

大谷台小学校 PTA 役員選考方法

本校 PTA は、こどもたちが安全で楽しい学校生活を送れるよう、日々活動を行っています。今後、皆様にも PTA としてご協力をお願いすることになると思いますので、よろしくお願い致します。

お子様の在学中に、できるだけ親として学校と関りを持てるような役員の選考方法となっていますので内容をご一読ください。
なお、本冊子はお子様が卒業するまで大切に保管しておいてください。

PTA 役員選出方法

＜　PTA 役員基本理念　＞

出来るだけ多くの保護者の方々に、学校と子供たちに携わる役割に就いて頂き、子供たちの明るい未来のためにご協力頂く事を目的とします。

1.　免除対象者の選定　(STEP.1～3)

① 本部役員経験世帯
② 主要他組織役員　次年度就任確定世帯　（重複を防止するための措置）
- ・自治会　会長
- ・地子連　本部役員
- ・育成会　会長
- ・中学校　本部役員

③ 個別理由免除申請認可世帯（事前協議）（毎年申請が必要）

2.　立候補受付

立候補が重複した役職がある場合は抽選
（抽選から外れた世帯は、通常の選考に合流する）

3.　グループ分け　(STEP.4)

事前に配布の、経験確認、免除申請、委任状より＜A＞＜B＞に振り分け
- ＊　A グループ　　一度も学級委員、地区委員の経験がない世帯
- ＊　B グループ　　学級委員、もしくは地区委員の経験世帯

4.　一次選考　(STEP.5)

・グループより優先で、各学年より 6 名を選出、二学期授業参観にてクジ引き
・グループが 6 名に満たない場合は、不足人数を当該学年の B グループより抽選にて補填
・子の学年にて抽選（長子が 6 年の場合は次子の学年で抽選）
「一次選考にて本部役員候補者　30 名　確定」

5.　二次選考　(STEP.6)

・一次選考より選出された 30 名の本部役員候補者から役員、各部部長を選出

（立候補者で決まっている役職以外）

・補欠は副会長 A　3 名、　副会長 B、C、会計、書記で　3 名、各部部長で 3 名とする。

①	副会長 A	現 1 年生～現 3 年生より	1 名	補欠 3 名
②	副会長 B	現 1 年生～現 4 年生より	1 名	補欠　②～⑤で 3 名
③	副会長 C	現 1 年生～現 4 年生より	1 名	
④	会計	現 1 年生～現 4 年生より	1 名	
⑤	書記	現 1 年生～現 4 年生より	1 名	
⑥	保護者部長	現 5 年生より	1 名	補欠　⑥～⑩で 3 名
⑦	生活指導部長	現 5 年生より	1 名	
⑧	学年学級部長	現 1 年生～現 5 年生より	1 名	
⑨	健康安全部長	現 1 年生～現 5 年生より	1 名	
⑩	広報部長	現 1 年生～現 5 年生より	1 名	
⑪	市 P 連役員	現 1 年生～現 3 年生より	1 名	補欠 2 名

- 学年学級部長、健康安全部長、広報部長の補欠の任期は当年度 4 月の総会までとする。それ以後の欠員については、副部長が昇格する。部員には補欠が昇格する。
  （各副部長は各部員（各学級委員）より選出する。）
- 保護者部長、生活指導部長の補欠の任期は当年度 4 月の総会までとする。
  それ以降の欠員については、副部長が昇格する。部長に昇格となった副部長の地区は、地区委員をその地区より補填するか、新部長が地区委員　を兼務するかを選択出来るものとする。
  （各副部長は各部員（地区委員）より選出。）
- 二次選考にて本部役員各役職の補欠となった場合、他の役職に立候補は出来ない。また、学級委員候補者からは外れる。
- 四日市市 PTA 連絡協議会（市 P 連）の役員は輪番制のため、該当年度に併せて選考を行う。（市 P 連役員は性別の指定がある場合がある。）
- 市 P 連役員の補欠任期は 1 年とする。（市 P 連役員の任期は 2 年半程度あるため）

PTA役員選考のながれ

先ず役員選考より免除される方を除外していきます。

STEP.1　本部役員経験者の除外

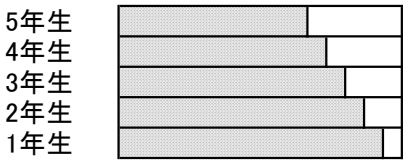

過去にPTA本部役員を経験された方

STEP.2　主要他組織役員確定者の除外

以下の役職が確定している方

- 自治会会長
- 育成会会長
- 中学校本部役員
- 地子連の本部役員

＊ 重複した場合は次年度に延期

STEP.3　個別理由免除者の除外

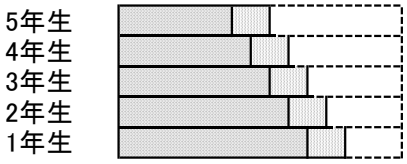

PTA役員立候補・免除申請にて承認された方

STEP.4　A・Bグループ分け

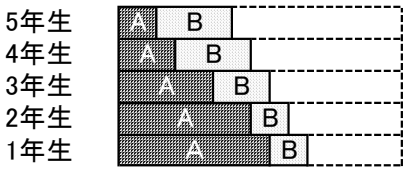

Aグループの方を優先に選考します。

Aグループ　学級委員・地区委員の経験がない方

Bグループ　学級委員・地区委員の経験がある方

STEP.5-1　一次選考(各学年6名)

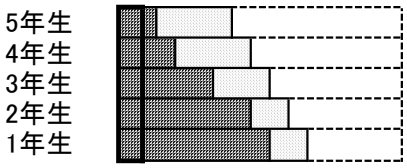

STEP.5-2　一次選考(各学年6名)確定

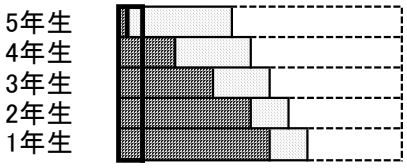

Aグループにて定員に満たなかった場合はBグループの方から一次選考へ参加していただきます。

STEP.6　二次選考(30名)

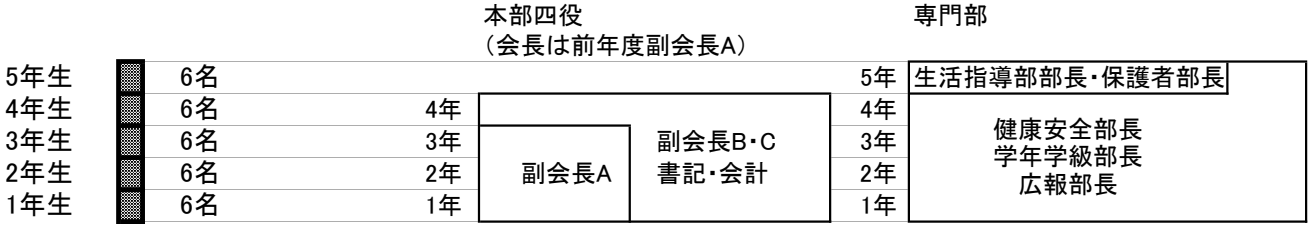

大谷台小学校PTA本部役員選出チャート

設問.1　あなたは、

大谷台小学校PTAの本部役員経験者である。

YES　選出対象外

NO　次の設問に進む

設問.2　あなたは、

以下の役職に、次年度就任することが
確定している。

- 自治会長
- 地子連本部役員
- 育成会会長
- 中学校PTA本部役員

YES　選出対象外

NO　次の設問に進む

設問.3　あなたは、

各家庭別事情による免除申請を提出し、選出対象外となった。

※申請は毎年必要です。

YES　選出対象外

NO　次の設問に進む

設問.4　あなたは、

大谷台小学校PTAの学級委員、または地区委員の経験者である。

YES　**Bグループ**

NO　**Aグループ**

Aグループ

大谷台小学校PTA
本部役員　経験無し
学級委員・地区委員　経験無し

一次選考に参加

Bグループ

大谷台小学校PTA
本部役員　経験無し
学級委員・地区委員　経験有

各学年のAグループが6名以上いる場合は、一次選考免除
Aグループが6名未満の場合は、当該学年より一次選考に参加

大谷台小学校　PTA組織図

PTA

PTA本部

本部役員

会長	保護者
副会長	保護者3名・学校（教頭）
書記	保護者1名・学校（職員1名）
会計	保護者1名・学校（職員1名）
顧問	保護者（前年度会長・副会長2名） 学校（校長）・他

専門部部長

保護者部部長	保護者
生活指導部部長	保護者
健康安全部部長	保護者
学年学級部部長	保護者
広報部部長	保護者

会計監査	保護者2名（前年度の書記・会計）
特別顧問	特別事案等を実践躬行できる保護者

専門部

学級委員	
	健康安全部
	学年学級部
	広報部

地区委員	
	保護者部
	生活指導部

＊　専門部会は、学級委員・地区委員より振り分けて構成されます。

＊　年度により学級数に変動があるので各専門部の部員数は、都度調整となります。